

金沢工業団地建築協定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 9 条及びこれに基づく横浜市建築協定条例（昭和 3 1 年 6 月横浜市条例第 1 7 号）第 2 条の規定に基づき、第 5 条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途、構造、意匠、敷地及び建築設備に関する基準等を定め、工業団地としての良好な生産環境を維持し、及び保全することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）に定めるところによる。

(名 称)

第 3 条 この協定は、金沢工業団地建築協定と称する。

(協定の締結)

第 4 条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）の全員の合意によつて締結する。

(建築協定区域)

第 5 条 この協定の目的となる土地の区域は、別紙の「金沢工業

団地建築協定区域図」(以下「区域図」という。)に表示する区域とする。

第 2 章 建築物に関する基準

(用途)

第 6 条 区域図に表示する A 地区においては、次の各号に掲げる用途に供する建築物は、建築してはならない。ただし、第 11 条に定める運営委員会(以下「委員会」という。)が、公益上必要と認める用途に供される建築物で、横浜市と協議のうえ認めたものについては、この限りでない。

- (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿
- (2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店
- (3) まあちゃん屋、ばちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- (4) ボーリング場、スケート場又は水泳場
- (5) ガソリンスタンド(自家用のものを除く。)

2 区域図に表示する B 地区においては、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物は、建築してはならない。

(構造)

第 7 条 建築物の主要構造部は、鉄骨、鉄筋コンクリート等の不燃材料としなければならない。ただし、建築物の延べ面積が 50 平方メートル以内の物置その他の付属建築物については、この限りでない。

(意 匠)

第 8 条 建築物の意匠は、周囲の環境との調和を図るよう努めなければならない。

(敷 地)

第 9 条 建築物の敷地には、次の各号に掲げる基準により緑地を設置し、これを良好に管理するよう努めなければならない。

(1) 建築物の敷地面積が 1,000 平方メートル以上の場合、
その面積の 10 分の 1.3 以上の緑地面積

(2) 建築物の敷地面積が 1,000 平方メートル未満の場合、
その面積の 10 分の 1.0 以上の緑地面積

(建築設備)

第 10 条 建築物には、騒音、振動、汚水、廃液、ばい煙、粉じん、ガス、臭気等による公害を防止するため、必要な設備を設置しなければならない。

第 3 章 運営委員会

(運営委員会)

第 11 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、金沢工業団地建築協定運営委員会を設置する。

2 委員会は、委員若干人をもつて組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(役 員)

第 1 2 条 委員会に、委員長、副委員長 2 人及び会計 1 人を置く。

2 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によつて定める。

3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長が指定する副委員長がその事務を代理する。

5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

6 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になつた者が、速やかにその旨を横浜市長に報告するものとする。ただし、再任されたときは、この限りでない。

(委 任)

第 1 3 条 この章に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

第 4 章 雑 則

(有効期間)

第 1 4 条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあつた日から廃止の認可公告のあつた日までとする。ただし、この協定の有効期間内にした行為に対する第 1 8 条及び第 1 9 条の適用については、なお従前の例による。

(協定の変更)

第 1 5 条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、

有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもつてその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第16条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の継承)

第17条 この協定は、認可公告のあつた日以後において土地の所有者等となつたものに対しても、その効力があるものとする。

(違反者に対する措置)

第18条 委員長は、この協定に違反した者(以下「違反者」という。)があつたときは、当該違反者に対し、委員会の決定に基づき文書をもつて相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 違反者は、前項の請求があつたときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第19条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもつて第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の訴訟手続に要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有者等の届出)

第20条 土地の所有者等は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。

附 則

(効力の発生)

1 この協定は、横浜市長の認可公告のあつた日から効力を発する。

(委員会の役員等)

2 第11条及び第12条の規定にかかわらず、委員長は金沢工業団地移転希望企業連絡協議会(以下「協議会」という。)の会長を、副委員長は協議会の副会長を、会計は協議会の会計を、その他の委員は協議会のその他の理事をもつて充て、その任期は、この委員会の設置の日から昭和58年3月31日までとする。